

○ 女性活躍推進法第20条に基づく公共調達に関する取組状況(平成29(2017)年度未設定事業)調べ

(別紙様式4)

所管府省名	ト厚生労働省
独立行政法人等名	145 特殊法人 日本年金機構

ト厚生労働省

145 特殊法人 日本年金機構

2 事由別未設定調達規模(⑥)

単位:件、円

事由	件数	金額
未設定調達規模計	17	8,376,810,779
チェック欄		
a 公表スケジュールに基づき、平成30(2018)年度中に評価項目を設定する事業	17	8,376,810,779
b 公表スケジュールに基づき、平成31(2019)年度以降に評価項目を設定する事業		
c 取組開始前に設定された長期継続契約等に基づく事業		
d 環境配慮契約法に基づく自動車の購入又は賃貸借		
e ワーク・ライフ・バランス等推進企業となりえない者のみを契約対象とする事業 ※地方公共団体のみを対象とするものや、個人事業主ではない個人のみを対象とする事業等		
f その他		

⇒未設定調達規模計が様式3と一致しない場合は「エラー」と自動表示されます。

「f その他」に該当する事業の内訳

単位:件、円

事業名	件数	金額	評価項目を個別具体的に規定する法令又は閣議決定の有無	該当理由 ※ 具体的に記述
合計	0	0		
チェック欄				

⇒2 事由別未設定調達規模(⑥)の「f その他」と一致しない場合は「エラー」と自動表示されます。

※ 公表スケジュールに基づき、平成30(2018)年度または平成31(2019)年度以降に設定することを予定しているものは事由a～bに該当。

※ 欄が不足する場合は、適宜追加してください。

(参考:ワーク・ライフ・バランス等推進企業)

①女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)を受けた企業(労働時間に関する基準を満たすものに限る。)

②次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん、プラチナくるみん認定)を受けた企業

③若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)を受けた企業

④女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定した企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)